JR東海労幹関西地「申」第14号 2021年10月15日

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社支 社長 畑田 整吾 殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部 執行委員長 笹田 伸治

「復職を目指す東海労組合員に対する会社の一方的な出向」に関する追加申し入れ

病気により復職を目指している東海労組合員に関して、以下の通り、申し入れるので早急に団体交渉を開催する場を設定すること。

記

- 1. 会社は、病気リハビリ中の組合員を10月1日の9時から17時30分までと、10月4日の9時から13時30分までの長時間にわたり、窓のない部屋に軟禁した。その理由を明らかにすること。
- 2. 組合は、軟禁はパワハラだと認識している。会社の見解を明らかにすること。
- 3. 10月4日、会社は組合員に対して、「9月15日の体調不良」について時系列等報告書の作成を強要した。その理由を明らかにすること。
- 4. 組合員は、「9月15日の体調不良」の状況については当日に申告し、10月4日に も管理者に対して口頭で報告している。よって、会社が強要した時系列等報告 書の作成は必要ないと考える。よって、本人に通告した「業務指示違反」を撤 回すること。
- 5. 9月15日、本人が体調不良を申告した後、管理者は帰宅を指示した。会社が、 本人に病院に付き添い搬送しなかった理由を明らかにすること。
- 6.9月15日、組合員は体調不良を訴え、管理者が帰宅を指示したにも関わらず、 勤務認証を「否認」とした理由を明らかにすること。
- 7. 9月15日の組合員の勤務については「休業」とするべきであると考える。会社 の見解を明らかにすること。
- 8. 会社は、社員の転勤及び、出向発令等の発令を実施する場合は、組合員の意向

と同意を尊重し、充分な配慮を行うこと。

- 9. 10月4日、会社は組合員に対し、10月7日の「日勤」に病院に行っての受診と診断書提出を業務指示した。その理由を明らかにすること。
- 10. この間、組合員に対して3回にわたり診断書提出を指示し、10月4日に指示した診断書作成の費用のみを会社が負担した。診断書にかかる費用は全て会社が負担するべきであると考えるが、個人負担とした理由を明らかにすること。
- 11. 木田総務科長から組合員に対して、「病気から職場復帰した社員を日勤指定した場合、渉外室にて作業させることに決めている。」と答えている。その事実を明らかにすること。

以上